

| | |
|---|--|
| 番号 | 7.(1)① |
| 項目 | <p>子どもの貧困対策推進事業「令和6年度中の次期計画に策定に向け、子どもの生活に関する実態調査」の結果を早急に明らかにするとともに、計画策定にあたり子ども・市民の意見を聞くこと。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市では、今年度、大阪市立小学校5年生及び市立中学校2年生の全児童・生徒とその保護者、市内就学前施設の5歳児の保護者を対象に、「子どもの生活に関する実態調査」(以下、「調査」という。)を実施しました。調査結果の単純集計(速報値)については、令和5年9月1日実施の第15回子どもの貧困対策推進本部会議にて報告させていただくとともに、本市ホームページにおいて公表させていただいているところです。現在、クロス集計とともに分析作業を行っており、今後、調査結果を報告書としてまとめた後、同会議にて報告させていただく予定としております。</p> <p>また、次期「大阪市子どもの貧困対策推進計画(以下、「計画」という。)」の策定過程においては、現行計画の策定時と同様、計画案に対するパブリック・コメント手続を実施するほか、今年度実施している「子ども・若者の声」において、本市の子ども施策に対していただいたご意見等もふまえ、広く市民の皆様のご意見をいただきながら、次期計画に反映できるよう取り組んでまいります。</p> <p>引き続き、本市の子どもの貧困対策の推進にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> | |
| 担当 | <p>子ども青少年局 企画部 企画課(子どもの貧困対策推進グループ) 電話:06-6208-8153</p> |

| | |
|--|--|
| 番号 | 7. (1) ② |
| 項目 | <p>就学援助制度の捕捉率を上げるため、就学援助の所得基準をあげ、縮小した対象を拡大すること。就学援助制度を拡充すること。学校徴収金相当額ではなく、国の基準通り支給すること。就学援助の費目を拡大すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>就学援助は、経済的な理由により就学の機会がさまたげられることのないよう、学校教育法第19条に基づき実施しており、教育委員会で「大阪市児童生徒就学援助規則」を定め、認定を行っております。</p> <p>就学援助の認否基準の一つである世帯の所得の基準額につきましては、国の生活扶助基準に基づき算定された前年度4月1日現在の本市生活保護基準額をもとに積算を行い、生活保護世帯の1年間の平均的な生活費を算出し、設定を行っております。</p> <p>学用品費、通学用品費につきましては、平成20年度より定額支給から保護者の方が学校に納めていただいている学校徴収金を対象とし、その相当額を支給するよう変更しております。学校徴収金は学校教育活動に直接必要な経費であり、従前の定額支給から学校徴収金相当額の全額の支給に変更することにより、用途が明確になりました。</p> <p>また、従前は校外活動費には上限額があり、援助の対象となる経費も限定されておりましたが、上限額を超える支給や、対象外となっていた宿泊代、食事代、保険代も支給対象に改めました。他にも、従前は支給対象外となっておりました尿検査等の「保健費」、学級写真代等の「その他諸費」、卒業アルバムや茶話会等の「卒業諸費」につきましても支給対象に加えております。</p> <p>学校徴収金相当額の全額を支給対象とすることにより、就学援助費の用途目的が明確になるとともに、児童生徒の学校教育活動に即した援助が可能となり、制度の適正な運用が図れるものと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7653 |

| | |
|------|--|
| 番号 | 7. (1) ③ |
| 項目 | <p>国に対して小中学校の給食費無償化を求める署名が1万6844人分が、2023年10月30日に文部科学省に提出されました（日本教育新聞速報10月30日）。提出したのは教育の「私費負担」を軽減するように求めて活動している研究者らです。研究者らは「隠れ教育費」研究会を組織し、『隠れ教育費 小中学校でかかるお金を徹底検証』を出版しています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>日本国憲法 [教育を受ける権利と受けさせる義務]</p> <p>第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。</p> <p>2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。</p> </div> <p>「義務教育は、これを無償とする。」と規定されながら、権利としての義務教育を受けられる場合に日本は諸外国に比べても様々な保護者負担があります。</p> <p>「修学費無償」（学校に通うために必要な教育費）が先進国の施策であり、通学手段や交通費も含む「教育費完全無償」が目指されています。教材、絵具、リコーダー、制服、体操服、ランドセル、指定カバン、遠足、修学旅行、クラブ活動、筆記用具、学習用ノートなどの自己負担をなくし教育費完全無償化を実現すること。</p> |
| (回答) | <p>学校において使用する消耗品などの購入経費、図書や光熱水費、建物修繕などの費用については、「学校維持運営費」として公費で負担することとしています。一方、児童・生徒個人に直接還元される教材などや、遠足・修学旅行などの費用については、保護者の方にご負担いただいております。</p> |
| 担当 | 教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話：06-6115-7832 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7. (2) ① |
| 項目 | <p>大阪市は、全国よりも大阪府よりも不登校児童・生徒の在籍比率が高くなっています。その原因を分析し、市民に明らかにすること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市における不登校児童生徒の在籍率は、全国や大阪府より高くなっており、教育委員会といたしましても、喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>不登校の要因については、いじめ、暴力行為、児童虐待等と関連し、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、環境の問題が複合的に作用しているものと考えられます。</p> <p>今後も引き続き、不登校が生じないような魅力ある学校づくりや、専門機関等との連携、ICTの活用等、不登校の未然防止、早期支援に努めるとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に努めてまいります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9174 |

| | |
|----|---|
| 番号 | 7. (2) ② |
| 項目 | <p>不登校の増加について、競争的教育が背景にあることが指摘され、「第4・5回国連子どもの権利委員会最終所見」(2019年3月)は、「あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを開放することを目的とする措置を強化すること。」を日本に求めました。</p> <p>「テスト漬け」(「小学校3年から中学校3年生までを経年的に分析可能となっている学力調査・テスト」)を止めること。</p> |
| | <p>(回答)</p> <p>「大阪市小学校学力経年調査」につきましては、児童及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標をもって主体的に学習に取り組めるようにする、各学年について統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、学校における授業改善や児童一人一人に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立する、幼小中高における学びの連続性を確保する観点から義務教育段階で身に付けておかなければならない力を確実に定着できるようにする、児童の学習理解度及び学習状況等を把握し、各学校の課題や教員の指導力に応じた支援の充実を図るために実施しております。</p> <p>「小学生すくすくウォッチ」につきましては、大阪府教育委員会が、府内における児童一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に付けることを目的に実施しております。</p> <p>また、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況を把握し、教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。</p> <p>「中学生チャレンジテスト」につきましては、大阪府教育委員会が、調査結果を活用して大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成するため実施しております。加えて、学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図り、そして、生徒一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、その向上への意欲を高めるために実施しております。</p> <p>「大阪市版チャレンジテスト plus」につきましては、中学生チャレンジテスト(1年生)において実施していない理科・社会科を行うことにより、小学校第3学年から中学校第3学年まで途切れなく経年的にデータを把握・分析することにより、効果的な指導方法や課題を「見え</p> |

る化」することで、各学校の課題に応じた支援を充実し、生徒及び保護者が、自身及び子どもの学習理解度及び学習状況等を知り、目標を持って主体的に学習に取り組めるために実施しております。

大阪市教育委員会といたしましては、小学校の早い段階から児童生徒一人一人の学習状況を把握し、客観的エビデンスに基づく継続した指導を行うため、これらの施策等が必要であると考えております。今年度につきましても、調査対象の児童生徒の在籍するすべての小中学校及び義務教育学校において実施しております。

| | |
|----|---|
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186 |
|----|---|

| | |
|---|--------------------------------------|
| 番号 | 7. (2) ③ |
| 項目 | 「担任がない状態」をすぐに解消すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>本市の教員不足の現状につきましては、年度当初の教員定数は充足していますが、全国的な教員（講師）不足の中、年度後半になるにつれて、産・育休等にかかる代替教員（講師）の確保ができず、欠員が生じており、教育委員会としても大きな課題として認識しております。</p> <p>これまで、代替教員（講師）の確保のための取り組みとして、休日や夜間、また大学と連携した講師登録会の開催や、遠方の方等を対象としたオンライン面接の実施、その他広報活動として、市広報紙や地下鉄主要駅へのポスター掲示等、様々の対策を講じているところです。</p> <p>それでもなお代替教員（講師）の確保は厳しい状況ではございますが、今後もあらゆる手法を検討し実施していくことで、その確保に懸命に取り組んでまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 |

| | |
|---|--|
| 番号 | 7. (2) ④ |
| 項目 | <p>不登校が激増したことに対して、支援の強化が必要との指摘が出ています。</p> <p>大阪公立大学 山野則子教授（朝日新聞 2023 年 10 月 4 日）スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門家を正規職員として各校に配置し、子どもと教員が安心して相談でき、早期に支援機関につなぐ体制づくりが急務だ。</p> <p>スクールカウンセラー、<u>スクールソーシャルワーカー</u>を正規職員として各校に配置すること。</p> |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>スクールソーシャルワーカーの配置については、令和2年度より、「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットにおいて実施しております。本事業では、こどもサポートネットスクールソーシャルワーカーを、全市24区に学校数に応じて1名または2名を区役所へ配置しており、さらに令和5年度より、ヤングケアラーへの支援を充実させるため、区役所へ配置するスクールソーシャルワーカーの人数を1名または2名増員することを決定し、スクールソーシャルワーカーを採用でき次第、順次、区役所に配置しております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9174 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7.(2)④ |
| 項目 | <p>不登校が激増したことに対して、支援の強化が必要との指摘が出ています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大阪公立大学 山野則子教授（朝日新聞 2023 年 10 月 4 日） スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門家を正規職員として各校に配置し、子どもと教員が安心して相談でき、早期に支援機関につなぐ体制づくりが急務だ。</p> </div> <p><u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを正規職員として各校に配置すること。</u></p> |
| <p>（回答）（下線部について回答）</p> <p>不登校やいじめ等の児童生徒が抱える問題の早期発見・早期解決を図るため、平成 21 年度から市立中学校全校にスクールカウンセラーを配置しました。</p> <p>その後、市立小学校へのスクールカウンセラーの配置も進め、令和 4 年度には市立小学校全校に配置しました。</p> <p>令和 5 年度もさらにスクールカウンセラーの配置を拡充しています。</p> | |
| 担当 | こども青少年局 中央こども相談センター 教育相談担当 電話：06-4301-3181 |

| | |
|---|--------------------------------------|
| 番号 | 7. (2) ⑤ |
| 項目 | 養護教諭を全校に複数配置すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>養護教諭の複数配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により、小学校で児童数 851 名以上の学校、中学校で生徒数 801 名以上の学校が対象となっております。</p> <p>このほか、心身の健康を害している児童生徒に対して、その回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところです。</p> <p>各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 |

| | |
|---|---------------------------------------|
| 番号 | 7. (2) ⑥ |
| 項目 | 小・中学校の全学年 35 人学級を、大阪市の独自措置で直ちに実現すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>公立小学校・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校は 1 学級 35 人、中学校は 1 学級 40 人を標準として、小学校については令和 7 年度までに段階的に改めていくこととされています。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、中学校において学級編制の標準を 35 人に引き下げることについて、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114 |

| | | |
|--|--|---|
| 番号 | 7. (3) ① ② ③ | |
| 項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・「港区西部地域学校再編整備計画案」を撤回すること。 ・「北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画」を撤回すること。 ・「東桃谷小学校・勝山小学校 学校再編整備計画」を撤回すること。 | |
| <p>(回答)</p> <p>大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、令和2年4月に大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。</p> <p>令和2年4月に施行した条例の内容については、小学校の規模を適正規模である12学級から24学級にするよう努める義務を教育委員会に課すること、また、適正規模を下回り、今後も適正規模になる見込みがない小学校について、学校再編整備計画を策定・公表すること、その計画には再編の実施時期、実施後の小学校の所在地やその他、教育委員会規則で定める事項を記載することとし、その計画等について、保護者等の意見を聴かなければならないと義務付けるものとしています。また、計画の変更についても規定しています。</p> <p>また、中学校については条例に定めはないものの、小学校と同様の課題があることから、取り組みを進めていく必要があると考えております。</p> <p>学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p> | | |
| 担当 | 教育委員会事務局 総務部 学事課 生野区役所 地域まちづくり課（教育振興） 港区役所 協働まちづくり推進課（教育・人権啓発グループ） | 電話：06-6208-9111 電話：06-6715-9920 電話：06-6715-9975 |

| | | |
|----|---|---|
| 番号 | 7. (3) ④ | |
| 項目 | <p>大阪市生野区ホームページ（2023年11月11日）／子育て・教育／教育／生野区西部地域学校再編の動き／生野中学校区の学校再編の取組状況／「生野中学校区 学校適正配置検討会議ニュース 令和4年4月19日発行 第11号」は、「生野区では、教育環境の充実、子育て環境の充実、災害に強いまちづくりを通じて、まちの活性化に取り組んできました。生野中学校区については、林寺小学校、生野小学校、舍利寺小学校の一部、西生野小学校の学校再編を行い、令和4年4月に大阪市立義務教育学校生野未来学園が開校しました。生野区役所・教育委員会は開校後も新たな学校を支援していきますので、地域の皆様も引き続きのご支援、ご協力をよろしくお願ひします。」としています。</p> <p>学校統廃合による「教育環境の充実」、「まちづくりの活性化」の状況を具体的に示すこと。</p> | |
| | <p>(回答)</p> <p>学校再編に伴い、クラス替えなどをきっかけとして、新しい人間関係を築く力、コミュニケーション能力の向上、また集団活動が充実するため、社会性や協調性、連携・協力の大切さを学ぶ機会が増えるなどの効果が得られています。</p> <p>なお、令和4年4月に開校した学校については、小中一貫した教育を行う学校として再編しましたが、そのうち、「義務教育学校生野未来学園」では、9年間を通して子どもたちの発達段階に応じた形で学校教育・学校行事を行っています。</p> <p>9学年と一緒に学校生活を送るメリットを生かし、ペア学年や縦割り活動等の異学年交流に取り組むとともに、5年生からの一部教科担任制や小中の教員による乗り入れ授業や、外部講師等の出前授業等により、9年間を通してキャリア教育にも取り組み、「教育環境の充実」を図っています。</p> <p>学校の統廃合による小学校跡地の活用にあたっては、地域住民の皆様からご意見をお伺いしながら、各小学校跡地の活用方針を「学校跡地活用計画」にまとめ、これまで小学校が担ってきた防災や地域コミュニティの拠点としての役割を確保しつつ活用を行うことができる民間事業者を公募し、昨年4月から御幸森小学校、今年4月から生野、生野南、林寺の各小学校跡地において活用が始まっています。</p> <p>いずれの事業者においても、学校跡地が防災・地域コミュニティの拠点として、引き続き地域活動や災害時の避難所としての利用を確保しつつ、学校跡地を核としたまちづくりに寄与する活用方法を計画して運営を行っております。また、地域との連携・協働したイベントの開催なども行っており、生野区といたしましても、引き続き、活用事業の運営状況や課題など各事業者を確認し、地域の方々のご意見もお伺いしながら、各小学校跡地における活用事業や地域連携が充実し、まちづくりの活性化につながるよう取り組んでまいります。</p> | |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 総務部 学事課</p> <p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当</p> <p>生野区役所 地域まちづくり課（教育振興）</p> <p>生野区役所 地域まちづくり課（まちづくり推進）</p> | <p>電話：06-6208-9111</p> <p>電話：06-6208-9193</p> <p>電話：06-6715-9920</p> <p>電話：06-6715-9017</p> |

| | |
|--|--|
| 番号 | 7. (3) ⑤ |
| 項目 | <p>学校再編整備計画で掲げる「課題」は、少人数学級で解決することができます。ゆきとどいた教育を実現するため大阪市の学校編制基準を 20 人以下とすること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>公立小学校・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校は 1 学級 35 人、中学校は 1 学級 40 人を標準として、小学校については令和 7 年度までに段階的に改めていくこととされています。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7. (4) ① |
| 項目 | <p>障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。</p> <p>2023年度、特別支援学級に在籍する子どもが増えているにもかかわらず、特別支援学級設置が減少している事態について、その経緯と事態への認識について説明を求める。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>大阪市教育委員会ではこれまでも、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを基本とした教育の推進に努めているところです。</p> <p>共生社会の実現に向けて、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限し、社会への参加を制約する社会的障壁を取り除く取組が強く求められており、大阪市教育委員会といたしましても、大阪市教育振興基本計画に掲げるインクルーシブ教育の推進にむけて、引き続き、基礎的環境整備を進めてまいります。</p> <p>特別支援学級の設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7. (4) ② ⑥ |
| 項目 | <p>特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもとその保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。</p> <p>特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当教員を含む教職員に、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。</p> <p>市教委としての保護者向けの説明会や、相談窓口を設置すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではないと思います。なお、学びの場の適切な判断には、一人ひとりのお子さんの障がい状況に合わせて、本人保護者としっかりと検討する必要があることを、研修等を通し、全教職員に周知しているところです。</p> <p>また、相談等に関しましては、インクルーシブ教育推進室の就学相談員等が、電話や来所による相談に応じております。なお、保護者向け就学・進学に関する講座や、障がいのある子どもの進路や就労等に関する情報提供を実施しております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 7. (4) ③ |
| 項目 | <p>これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。通知を受けた方向性の変更があるならば、これまでの経緯と変更の理由について説明をすること。また、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育により、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきたことを追及し、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないような形で、子どもの発達に応じた障害児学級（特別支援学級）での実践の充実を、市教委として進めること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市では、従前より、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育をすすめながら、特別支援教育に関する実践を積みあげてまいりました。</p> <p>特別支援学級における実践だけでなく、通常学級での交流及び共同学習での実践においても、障がいのある子どもが達成感を持って充実した時間が過ごせるよう、教員研修において、特別支援教育に関する専門性を高めてまいります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7. (4) ④ |
| 項目 | <p>特別支援学級設置にあたっては、「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特に LD・ADHD 等の発達障害の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校にも周知すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>特別支援学級の設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け文科初第 756 号）等の通知や、令和 3 年 6 月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置に努め、本市における多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 7. (4) ⑤ |
| 項目 | <p>通級指導教室を開設する学校において、特別支援学級からの学びの場の変更の強要が行われないようにすること。通級指導教室の設置を「受け皿」にするような特別支援学級への入級抑制、特別支援学級からの安易な学びの場の変更を行わないこと。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市では、従前より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めています。</p> <p>教育委員会としましては、通級による指導を希望する児童生徒の実態を把握し、必要に応じて通級による指導を開設する等、学びの場の充実に努め、今後も引き続き、インクルーシブ教育システムの充実と推進に取り組んでまいります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 7. (4) ⑦ |
| 項目 | <p>特別支援学級からの学びの場の変更や在籍する障害種別の変更等にもない、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>特別支援学級の設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めてまいります。</p> <p>また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p> |

| | |
|----|--|
| 番号 | 7. (4) ⑧ |
| 項目 | <p>次年度の特別支援学級設置計画にあたっては、障害種別による学級設置と既定の学級定数を遵守すること。また、学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別での学級設置を行うこと。障害の重複する児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行うこと。</p> |
| | <p>(回答)</p> <p>特別支援学級設置に関しましては、各学校より提出された「通級による指導及び特別支援学級状況報告書」や関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け文科初第756号）等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の障がい状況に応じた適切な学級設置ができるよう努めてまいります。</p> |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7.(4)⑨ |
| 項目 | <p>通級による指導担当教員を全校に配置し、指導を実施できる体制を整えること。通級による指導を利用する児童・生徒が13人に満たない場合も、教員配置を行うこと。また、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市では、従来より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めております。</p> <p>また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p> <p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p> |

| | |
|---|--|
| 番号 | 7.(4)⑩ |
| 項目 | 障害のある子どもの学びの充実を各校で進めるためにも、特別支援教育コーディネーターを専任で配置すること。専任配置にあたっては、教員加配を行うこと。 |
| <p>(回答)</p> <p>特別支援教育コーディネーターは、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校における特別支援教育の重要な役割を担っていると認識しておりますが、特別支援教育コーディネーターについては国による定数措置がなされていないため、専任による配置は困難であると考えており、引き続き、国の動向を注視してまいります。</p> <p>また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 |

| | |
|---|--|
| 番号 | 7.(4)⑪ |
| 項目 | 特別支援教育サポーターの増員をすること。 |
| <p>(回答)</p> <p>教育委員会といたしましては、校内における特別支援教育の充実に向け、各学校の状況を把握するとともに、児童生徒一人ひとりの障がい状況に応じた支援ができるよう、引き続き適切な配置に努めてまいります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 7.(4)⑫ |
| 項目 | 特別支援学級在籍者を含めると定数を超える通常学級に対して、加配を講じること。 |
| <p>(回答)</p> <p>公立小学校・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」により、通常学級について、小学校は1学級の標準を35人とし、中学校は1学級の標準を40人として、小学校については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。また、特別支援学級については、1学級あたりの標準が8人と定められており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めないこととされています。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても推進担当指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。</p> <p>また、教員の加配については、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p> <p>教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009</p> |

| | |
|--|--|
| 番号 | 7.(4)⑬ |
| 項目 | 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>教育委員会では、各校園における特別支援教育体制の構築にむけて、特別支援教育に関する巡回指導や教員に対する特別支援教育研修を実施しております。</p> <p>巡回指導では、障がいのある幼児児童生徒の障がいの多様化に伴い、各校園からの相談ニーズに応じ、平成28年度より巡回アドバイザーを、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士の4領域体制とし、校園を巡回して各専門領域からの助言を行っております。</p> <p>また、医療的ケアの必要な児童生徒の在籍する学校に対し、看護師の配置を行っております。</p> <p>今後も、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの充実と推進に向け、引き続き、特別支援教育の充実に取り組んでまいります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 |

| | |
|---|--|
| 番号 | 7. (4) ⑭ |
| 項目 | 大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。 |
| <p>(回答)</p> <p>特別支援学校の整備につきましては、学校設置者である大阪府がその責任と権限において、府内の支援学校全体の状況を把握したうえで、総合的な視点から適切に対応するものと認識しております。</p> <p>なお、令和6年度に新たな知的障がい支援学校である大阪府立出来島支援学校が西淀川区に開校予定であると、大阪府より聞いております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当 電話：06-6327-1009 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-----------------|----------|-----------------|--------------|---------------|-----------------|--------------|-----|-----------------|--------------|---------|-----------------|
| 番号 | 7. (4) ⑮ | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | <p>障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止すること。全ての子どもたちの発達が保障される教育の実現のために、学力テスト体制や「学校安心ルール」等による管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めること。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>(回答)</p> <p>「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としております。</p> <p>「学校安心ルール」の運用については、各校に対して、児童生徒一人ひとりの状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示しております。</p> <p>また、各校の「学校安心ルール」については、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。今後も、校内教職員の共通理解、並びに保護者及び関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「学校安心ルール」を適切に活用してまいります。</p> <p>本市では、従前より、障がいのある子どもの人権尊重を図り、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育の推進に努めており、地域の学校で学ぶことを基本とし、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に取り組んでいます。</p> <p>少人数学級の実現について、公立小学校・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校は1学級35人、中学校は1学級40人を標準として、小学校については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。</p> <p>各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 担当 | <table border="0"> <tr> <td>教育委員会事務局 指導部</td> <td>教育活動支援担当</td> <td>電話：06-6208-9174</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局 指導部</td> <td>インクルーシブ教育推進担当</td> <td>電話：06-6327-1009</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局 総務部</td> <td>学事課</td> <td>電話：06-6208-9114</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局 教務部</td> <td>教職員人事担当</td> <td>電話：06-6208-9125</td> </tr> </table> | 教育委員会事務局 指導部 | 教育活動支援担当 | 電話：06-6208-9174 | 教育委員会事務局 指導部 | インクルーシブ教育推進担当 | 電話：06-6327-1009 | 教育委員会事務局 総務部 | 学事課 | 電話：06-6208-9114 | 教育委員会事務局 教務部 | 教職員人事担当 | 電話：06-6208-9125 |
| 教育委員会事務局 指導部 | 教育活動支援担当 | 電話：06-6208-9174 | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会事務局 指導部 | インクルーシブ教育推進担当 | 電話：06-6327-1009 | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会事務局 総務部 | 学事課 | 電話：06-6208-9114 | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会事務局 教務部 | 教職員人事担当 | 電話：06-6208-9125 | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7. (5) ① |
| 項目 | <p>中学校給食は、学校調理方式が円滑に進むよう条件整備をおこなうこと。当面、中学校実施量にみあった食器の改善を行うこと。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>中学校給食は、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」に令和元年度2学期で移行が完了いたしました。</p> <p>また、現在は中学校においても小学校と同じ食器を使用しております。食器の改善につきましては、財政状況をはじめ、施設設備、作業面等難しい点がございしますが、今後、研究してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143 |

| | |
|--|-------------------------------------|
| 番号 | 7. (5) ② |
| 項目 | 学校給食は民間委託ではなく、自校直営方式を貫くこと。 |
| <p>(回答)</p> <p>本市の学校給食につきましては、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しており、学校給食の水準を確保しつつ、189校の小学校・中学校・小中一貫校において、民間事業者への委託により実施しております。</p> <p>委託校にあっても、給食実施は直営と同様に安全衛生面に十分に配慮された本市の給食調理・衛生管理マニュアル等に基づいて行われており、また学校行事への協力や、児童・生徒への声かけなども行われ、これまでと変わらない学校教育の一環としての学校給食を提供しております。</p> <p>今後も引き続き、適切な業務管理に留意しつつ、本市の担うべき責任を遂行しながら、「安全・安心でおいしい給食」の提供が効果的・効率的に実施できるように、給食調理業務の民間委託を進めてまいります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143 |

| | |
|---|---------------------------------------|
| 番号 | 7. (5) ③ |
| 項目 | 食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れること。 |
| <p>(回答)</p> <p>大阪市の農業は、全農家戸数 919 戸、全農地の総面積が約 87ha（平成 29 年度、『大阪市都市農業振興基本計画』より引用）という状況において、近郊からの野菜で日々約 18 万食分の必要量をまかなうことは非常に厳しい現状にあります。府下を含めましても、必要量の安定的確保や流通上の問題等で大変難しい面がございます。</p> <p>本市としましては、こうした現状の中にもありながらも、食材につきましては国産を基本とし、きゅうり・こまつな・きくなどについては地場産物の食品を活用しております。その他「大阪市なにわの伝統野菜」である田辺大根や金時にんじんを給食実施単位である区単位で順に給食で使用しております。</p> <p>今後も、地場産の食材の更なる取り入れについては検討して参ります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143 |

| | |
|----|---|
| 番号 | 7.(5)④ |
| 項目 | ポリカーボネートの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。 |
| | (回答) 食器の改善や多様化につきましては、財政状況をはじめ、施設設備、作業面等難しい点がございしますが、今後、研究してまいりたいと考えております。 |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143 |

| | |
|---|-------------------------------------|
| 番号 | 7. (5) ⑤ |
| 項目 | <p>食材は国産で、脱脂粉乳は国産を使用すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市の学校給食に使用する食材は、生産量や価格といった流通の事情により外国産食材である場合もございますが、基本的には国産食材を調達するよう努めております。</p> <p>パンに使用する脱脂粉乳につきましては、購入業者に確認したところ、上記事情により外国産のみ取り扱っているとのことです。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9143 |

| | |
|---|--|
| 番号 | 7. (6) ① |
| 項目 | <p>就学時健康診断は、市教委の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。令和6年度実施就学時健康診断に際し、学校への負担軽減に向け、新たな対策を講じること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>就学時健康診断については、業務が養護教諭等の大きな負担とならないよう、教職員全体の共通理解のもと、協力して実施していただけるよう各学校長にお願いをしております。</p> <p>教育委員会が、区役所などで就学時健康診断を実施することは、現状の限られた人員と予算では難しく、また就学時健康診断の受診者が区役所等へ出向くことは、現在の住所地の最寄りの小学校で受診するよりも、保護者の方の負担が増嵩し、明らかにサービスダウンになることが考えられます。</p> <p>一方、本市におけるシステムの標準化に向けた取組の中で、保護者向け就学時健診のお知らせはがきの準備・発送等について、各校の負担軽減の観点も考慮しながら検討を進めているところです。</p> <p>今後の実施方法につきましては、就学時健康診断がより円滑に実施できるよう検討してまいります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141 |

| | |
|---|--------------------------------------|
| 番号 | 7. (6) ② |
| 項目 | 養護教職員を全校に複数配置すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>養護教諭の複数配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により、小学校で児童数 851 名以上の学校、中学校で生徒数 801 名以上の学校が対象となっております。</p> <p>このほか、心身の健康を害している児童生徒に対して、その回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところです。</p> <p>各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 7.(6)③ |
| 項目 | 「児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配」増となるよう国に要求すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>児童生徒の心身の健康への対応のための加配については、心身の健康を害している児童生徒に対して、学校において、その回復のための特別の指導が行われる場合に、国の加配定数を活用し、当該校へ配置しております。</p> <p>また、本加配定数については、これまでも国に対して増員の要求を行っているところであり、今後も引き続き、増員の要求を行ってまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 |

| | |
|--|--------------------------------------|
| 番号 | 7.(6)④ |
| 項目 | 養護教職員の「預け加配」を拡大すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>「預け加配」につきましては、これまでも年度ごとに全体の定数状況を見極めながら、課題のある学校等に対し、可能な限り配置に努めております。</p> <p>今後も引き続き、全体の定数状況を見極めながら可能な範囲で配置してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7. (6) ⑤ |
| 項目 | 不登校傾向のある児童や教室に入ることが難しい児童生徒が、学校内で安心して過ごせるスペース設置と人的配置をすること。 |
| <p>(回答)</p> <p>不登校児童生徒への支援については、不登校が生じないような魅力ある学校づくりを進めるとともに、不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実に努めるよう各校に指示しています。</p> <p>各校においては、不登校児童生徒の学習支援及び教育相談の充実に図るため、別室登校の取組充実とともに児童生徒が安心して過ごせるスペースの確保について工夫をし、児童生徒の学習状況等に応じた指導、配慮の実施等、児童生徒の個々の状況に応じた支援を進めております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9174 |

| | |
|---|--|
| 番号 | 7. (6) ⑥ |
| 項目 | <p>児童生徒の安心安全のため、すべての保健室にシャワー、各教室とつながるインターフォン等を各校に設置すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>保健室へのシャワー、各教室と繋がるインターフォンの設置については、校舎新築工事及び保健室全面改修など大規模改修工事を行う際に、設置又は設置に向けた検討を行う方針としております。</p> | |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9153、9063</p> |

| | |
|---|--|
| 番号 | 7. (7) ① |
| 項目 | 妊娠障害休暇を 14 日間に戻すこと。妊娠者の体育実技軽減講師を配置すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>小中学校に勤務する府費負担教職員の給与・勤務労働条件については、平成 29 年 4 月より政令市への給与負担等の移譲に伴い、当該教職員に対しても本市規定を適用することとなりました。</p> <p>これにより当該教職員は、本市の職員の休暇に関する規則の適用を受けることとなりました。</p> <p>また、妊娠者の体育実技軽減講師の配置については、今後も引続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>今後も、給与・勤務労働条件につきましては、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p> |

| | |
|---|--------------------------------------|
| 番号 | 7. (7) ② |
| 項目 | 産休・育休講師を市の責任としてすみやかに未配置を解消すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>正規教諭の産・育休にかかる代替講師の確保につきましては、教育委員会としましても重要な責務として認識しているところです。</p> <p>これまでも講師確保に向けた取組みとして、休日や夜間、また大学と連携した講師登録会の開催や、遠方の方等を対象としたオンライン面接の実施、その他広報活動として、市広報紙や地下鉄主要駅へのポスター掲示等、様々の対策を講じております。</p> <p>また、令和5年度より国においても、5月～7月までの産・育休取得予定者について、年度当初より前倒して代替講師を配置した場合、その一部が加配定数として措置されることとなりました。</p> <p>それでもなお、全国的な教員（講師）不足の中、特に年度後半になるにつれて、講師登録者が既に他の地方自治体の教員として勤務しているケースや、他の職業に就かれている等の事情もあり、その確保は困難な状況となっております。</p> <p>今後、本市としましては、産・育休代替講師の確保のため、国に対して加配定数の増員及び要件緩和を要望するとともに、代替講師の未配置の解消のため、これまでの取組みの継続と併せて、本市独自の新たな取組みについても、検討を進めてまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7.(7)③ |
| 項目 | 感染症の防止の観点から、妊娠中の女性労働者に対する特別休暇を創設すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>妊娠中の女性労働者に対する特別休暇の創設につきましては、本市全体の動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 7. (8) ① |
| 項目 | 学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起こらないようにすること。 |
| <p>(回答)</p> <p>学校事務職員の採用につきましては、今年度も引き続き採用試験を行いました。</p> <p>複数配置につきましては、基本定数のほかに大規模加配や就学援助加配など標準法に基づく複数配置を行っております。しかしながら、標準法を超えた学校事務職員の配置につきましては、困難な状況でございます。</p> <p>欠員に対する配置につきましては、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、今後も引き続き、欠員が生じないよう適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 7. (8) ② |
| 項目 | 事業を特定した予算配当を廃止して学校維持運営費に集約すること。複雑な執行を簡素化して学校運営に即した事務手続きとすること。 |
| <p>(回答)</p> <p>学校園に配当する予算は、教育委員会事務局全体の各事務事業に基づき執行しております。</p> <p>特定の事業予算については、学校の教育活動及び学校運営に日常必要な経常経費である学校維持運営費と区別して、予算管理を行う必要があることから、校園ネットワーク業務システムにおいて会計コード（事業コード）に分類して予算配当をし、学校運営に即した事務手続きを行っております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当 電話 06-6115-7794 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7.(8)③ |
| 項目 | <p>学校事務職員に職制を導入しないこと。市教委や学校運営支援センターが本来すべき業務を「共同学校事務室」に肩代わりさせないようにすること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>共同学校事務室に関しましては、学校事務職員の学校経営への関与の取り組みをより一層活性化できるよう、積極的に学校経営に参画できる体制及び職責に応じた学校事務職員の役割と職務内容等についての検討を図りながら、学校間連携をより強固に推進していくためにモデル設置における効果検証を踏まえて、令和5年度から全市実施しております。</p> <p>共同学校事務室におきましては、学校事務職員の資質向上・人材育成を図るとともに、各校の業務進捗状況・処理内容を点検・確認し、適切な業務遂行が行われるよう監督する観点から、室長・副室長を設置し、事務主任を充てております。</p> <p>また、複数のグループを分担し、室長・副室長を統括する総括室長を設置し、事務主幹を充てております。</p> <p>共同学校事務室において実施する業務については、「大阪市共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱」に基づき、各グループの実態に応じて実施しております。</p> | |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121</p> <p>教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7647</p> |

| | |
|--|--|
| 番号 | 7.(8)④ |
| 項目 | <p>臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引上げる こと。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市学校事務職員については行政職給料表を適用しているところです。</p> <p>当該給料表については、情勢適応の原則に則り、本市人事委員会勧告の意見、内容を踏まえ 改定を行っておりますが、今後とも、本市人事委員会勧告を注視しながら適切に対応してまい ります。</p> | |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131</p> |

| | |
|---|---|
| 番号 | 7. (9) ① |
| 項目 | <p>大阪市の労働条件（給与・待遇など）の悪化が講師の任用に大きく影響しており、講師が不足して、教職員の「定数不足」、人員不足が発生し学校現場に大きな負担になっている。直ちに講師の待遇改善を行い、大阪市内で働きやすい環境を整えること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>常勤講師の給与につきましては、本務教員との均衡を考慮し、本務教員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、令和2年度より引き上げたところでございます。</p> <p>常勤講師に適用される給与等につきましては、職務の在り方を含め、他の自治体の状況を研究・注視しつつ、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>しかしながら、全国的な教員（講師）不足の状況にあり、代替講師の確保については、各自治体とも共通の課題であります。今後も引き続き、学校現場に欠員を生じさせないよう、休日及び夜間の講師登録会の開催やPR活動など、講師確保のための取組みを実施してまいります。</p> | |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131</p> |

| | |
|---|--|
| 番号 | 7. (9) ② |
| 項目 | <p>学年主任や学級担任を担当するなど、正規教員と同じ職務を担っているにもかかわらず、講師であることが理由で給料表が「1級」に格付けされている実態をなくし、厚生労働省のガイドラインでも示されている「同一労働・同一賃金」や「職務給原則」の考え方に基づき講師の給料表を速やかに「2級」にすること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>常勤講師の給与につきましては、本務教員との均衡を考慮し、本務教員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、令和2年度より引き上げたところでございます。</p> <p>常勤講師に適用される級につきましては、職務の在り方を含め、他の自治体の状況を研究・注視しつつ、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 電話：06-6208-9131</p> |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7. (9) ③ |
| 項目 | <p>大阪市での講師経験が優遇されるように、「大阪市教員採用選考テスト」での優遇措置を大幅に拡大すること。</p> <p>大阪市立の学校園において、数年にわたり講師として在職経験があり、かつ何年も連続して「大阪市教員採用選考テスト」を受け続けている現職講師については、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストでは、出願時点で大阪市立の学校園において講師として在職している人について、第1次選考における筆答テストの免除を特例内容とした、「大阪市学校園現職講師特例」により出願できることとしており、令和6年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおきましては、同特例を活用した合格者が全体の約4割となっております。</p> <p>大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおける特例措置等のあり方につきましては、引き続きさまざまな観点から検討を行ってまいります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7. (9) ④ |
| 項目 | <p>非常勤講師の給与、「時間額 2890 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。 また、試験の作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>非常勤講師の報酬につきましては、令和 5 年 4 月より、授業 1 時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり、それまでの 2,880 円から 2,890 円に増額改定しております。</p> <p>なお、非常勤講師の年間勤務可能時間数につきましては、学習指導要領の「年間授業週数に関する規定」に基づき、35 週を上限としております。</p> <p>引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 7. (9) ⑤ |
| 項目 | <p>現職講師の受験者の採用選考テストの試験日については、学期中もしくは学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中（7月21日～8月24日）の平日も含めた期間に実施すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>教員採用選考テストについては、試験の公平性の観点から、現職講師以外の方も含め、原則として同一日に実施しております。</p> <p>なお、教員採用選考テストのうち、第2次筆答及び実技の一部の選考は、夏季休業期間中に実施しており、その他の選考については、夏季休業期間以外での土・日・祝での実施としております。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 7. (9) ⑥ |
| 項目 | <p>近年不足している臨時講師を確保するため、10月に教員採用試験で合格判定がでた大阪 市で現職講師として働いている「定数内講師」を次年度の4月の任用を待たず、年度の途 中で採用するなど、新たな採用制度を検討すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>現職講師については、学校園における産休・育休取得者の代替要員等として、年度末までご 勤務をいただいていることから、採用を前倒ししての勤務は難しいと考えますが、引き続き、 講師不足解消のために、あらゆる方策を検討してまいります。</p> | |
| 担当 | 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123 |

| | |
|----|---|
| 番号 | 7. (10) |
| 項目 | <p>大阪市が専修学校として直営することになったデザイン教育研究所をさらに充実・発展させるため、大阪市全体としてデザイン教育のあり方について現場教職員を含めての検討の場を設置し、検討を開始すること。また、府立となった工芸高校との連携のあり方や共有部分がある建物の問題など、市教委としての明確な運営等の方針を明らかにすること。</p> <p>さらに、デザイン教育研究所が専修学校として独自性を発揮していくために、高等学校教諭との人事交流を含めた高校教育との持続性についての方針を明らかにすること。</p> |
| | <p>(回答)</p> <p>平成 30 年 5 月 29 日の教育委員会会議において、平成 31 年度以降の入学者選抜において 3 年連続で志願者が募集定員を下回った場合、その翌年度以降の入学者の募集停止について検討することとしていましたが、令和 3 年度から 2 年連続で、志願者数は募集定員以上となっております。</p> <p>デザイン教育研究所につきましては、今後も引き続き、実情・実態を把握し、持続可能な運営について検討してまいります。</p> |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9197</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p> |